

災害時避難行動要支援者登録制度(要支援者名簿)

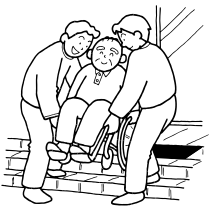
郡上市では高齢者・障がいのある方を災害から守るための登録制度を進めています。是非とも、登録申請をお願いします。

■災害時避難行動要支援者登録制度(要支援者名簿)とは

災害時の避難行動に支援が必要な人の情報を事前に把握して名簿を作成し災害時の支援に活用すると共に、平常時から自治会、民生委員・児童委員等の福祉関係者や消防、警察等避難支援機関に対し名簿の提供を行い、地域が連携して普段の見守りや災害時の支援を行うものです。ただし、平常時における外部提供を拒否される方については、避難支援機関への名簿の提供を行いません。

■災害時避難行動要支援者とは

災害が発生した場合や被災に遭いそうなとき、自らを守るために適切な行動が困難で何らかの助けが必要と思われる次に該当する在宅の方です。



- | |
|------------------------------------|
| ① ひとり暮らしの65歳以上の方 |
| ② 介護保険における要介護認定を受けており、要介護3～5の方 |
| ③ 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級及び2級の方 |
| ④ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の方 |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の方 |
| ⑥ 市の生活支援を受けている難病患者の方 |
| ⑦ このほか、災害時の支援が必要と認められる方 |

※これらは名簿への掲載対象者の一つの目安ですので、家庭の実状等により、避難行動に支援が必要な方は、自ら申請いただくことで名簿への登録が可能です。

■登録する内容は(要支援者名簿)

住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・近隣支援者・緊急連絡先・その他災害時の支援に必要と思われることや、登録事由などです。
また、申請(登録希望)をされない方についてもお名前、住所、生年月日、性別のみ名簿に記載します。

■近隣支援者と見守り支援ネットワークとは

近隣支援者には、日頃の声かけや災害が起きたとき避難支援を行っていただけの自主防災会や自治会などの地域の方がなります。
また、普段からの見守りや避難支援等の地域内での話し合いなどの取り組みとなる、「見守り支援ネットワーク」がもっとも重要となります。

※自治会・地区会、民生委員などの支援関係者や消防、警察などの支援機関に対しては平常時から情報提供を行います。情報提供を拒否される場合には災害時等のみの情報提供となります。

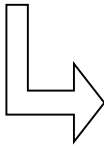
■名簿への登録方法と支援のしくみ



登録希望者

(要支援対象者含む)

登録申請
提供の同意

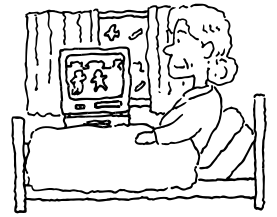


郡上市

避難行動要支援者名簿

登録管理・更新

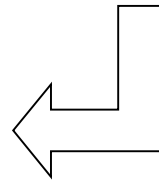
・名簿掲載のお知らせ
・平常時における支援
機関への提供に対する
拒否確認



要支援対象者

(未登録者)

平常時の提供
拒否の届出



平常時

登録申請者及び
提供拒否者を除く名簿開示

災害時

提供拒否者を含め
対象者全員の名簿開示

見守り支援ネットワーク

普段の見守り
災害時の支援

・自治会
・地区会(福祉委員)
・消防団
・近隣支援者

情報共有
協力

民生委員・児童委員



・登録者の把握
・災害時の避難誘導
・普段の見守り

情報共有
協力

要支援者

・登録呼びかけ
・登録支援
・普段の見守り



情報共有
協力

郡上市

避難支援関係者
郡上市消防本部
郡上警察署
郡上市社会福祉協議会